

第 2 1 回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成 2 3 年 6 月 3 0 日 (木) 午後 2 時から午後 4 時まで

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙 1 のとおり

4 議事

(1) 開会宣言

(2) 委員長あいさつ

(3) 新任委員あいさつ

下野恭裕委員，山下裕之委員

(4) 説明等及び意見交換

事務担当者による調停制度に関する説明並びにゲストスピーカー（民事調停委員）及び事務担当者による模擬調停を行った後，意見交換が行われた（発言要旨は別紙 2 のとおり）。

(5) 次回の予定

ア 日時

平成 2 3 年 1 1 月 2 日 (木) 午後 2 時から午後 4 時まで (予定)

イ テーマ

裁判員裁判について

(別紙1)

出席者

委員	岩	藤	美智子
同	小	川	隆正
同	楠	田	教夫
同	下	野	恭裕
同	園	部	秀穂
同	中	田	行一
同	中	村	有作
同	平	松	敏男
同	松	下	浩明
同	松	本	友之
同	森		陽子
同	山	下	裕之

(五十音順)

(別紙 2)

意見交換の発言要旨(委員, ゲストスピーカー, 事務担当者)

裁判に比較して, 調停は, 当事者が, 自分の話を聞いてほしいという気持ちが強い事案に向いていると思う。調停がまとまったときなどは, やりがいや達成感を感じており, 調停委員をやってよかったと思っている。

当事者双方の互譲により解決できると, 良かったと感じる。当事者の思いがそれぞれあり, 難しいと感じることや不安もあるが, 調停が成立したときは, よかったと思う。

民事訴訟では, 当事者の言い分から法律要件を抜き出し, 確定する。その他のことは関係ないものとして進めていくが, 調停では, 関係ないことを切り捨てていくと, 当事者から得られる情報が制限されることになるし, 言い分を聞いてもらえなかったという不満がつめるようだ。いろいろ話したいと思ってやってきても, 裁判所側がそういう態度で接すると話し合いも進展しない。事実関係の聴取等は調停委員にお願いして, 裁判官は必要に応じて相談に加わるなどしている。また, 私が, 法的観点から問題となると見立てていたことが, 実際の調停の場では問題とならなかつたりするなど, 裁判の世界と調停の実態とは異なっていることが多いと感じている。

訴訟でも和解に向けて話し合いをすることがある。その際, 判決となった場合の方向性を示唆して進める手法もあるが, 調停にはそれがない。調停委員の全人格, 説得力に全面的に頼らざるを得ない。当事者の言い分を辛抱強く聞くこと, 当事者の立場に立ち, その自主的な解決を手助けすることなど, 調停委員の努力, 熱意には感心している。

調停が不成立となった場合, 当事者が, 「裁判所に来たが疲れただけだった, もうこりごりだ。」などと思われるのは残念であり, この場合のケアを大切にしている。裁判所に来て相手の言い分を聞いてみて, なるほどと気付いたことがあったとか, 言い過ぎだったと思ったとか, 不成立で終わったと

しても、認識が深まったなど、調停を経たことによるメリットは少なからずあると、意識して申し上げるようにしている。

当事者が、調停委員と顔見知りである場合や調停委員を知っている場合も考えられる。利用する立場からは、できれば、調停委員は地元の人でなく、他の地域の人にするのができればと思う。

また、調停委員が自分の意見を押しついたりする人だった場合、調停委員を代える方法があるか。

地元の問題はその地方の文化的な背景の中で解決するのが合理的だし、当事者や関係者は、近場の裁判所で調停をしたいのではという考え方もある。一方、調停委員を知っている、あるいは調停委員に知られているかもしれないということが、調停を利用することを躊躇させる方向に働くという考え方もあり、双方のバランスをどうするかが問題である。

意見の押しつけなどは、そうならないよう研修等の努力はしている。場合によっては調停委員が交代することもある。また、専門調停などでは、ある地域に専門家がいなときは、他の地域の調停委員を派遣するなどフレキシブルに対応している。ただし、調停委員が嫌だと言われたらすぐに代えるということをしていたら、調停制度そのものが成り立たない。

調停委員は、事件を受けるに当たり、当事者が知り合い等であった場合、自ら事件を担当することを辞退している。

調停では、証拠調べをすることはまれだとの説明があったが、その理由は何か。また、模擬調停では、調停委員と裁判官が同席するときだけ書記官も立ち会っていたが、調停が不成立となり訴訟になった場合、調停の記録が訴訟の証拠として使われるのか。調停の場で言ったことが記録に残るのであれば、当事者は腹を割って話をするのができないことが心配される。

証拠調べは、双方の言い分が全く異なるときに行うが、それで納得に基づいた話になるのかという問題がある。

証拠調べについては、調停では、厳格な訴訟手続における証拠調べという意味ではあまり行っていないとの趣旨で説明したが、実際には、調停の当事者は、必要があれば資料等を提出している。その意味で、事実上、証拠調べは行っていると言える。

話し合いの経過の記録化については、調停委員が、聴取した当事者の言い分などを、経過表というメモ扱いの書面にして残している。この経過表は記録ではないので、後に裁判になっても証拠となることはない。

家事調停では、調停不成立の際、当事者の了解を得ながら、どこまでが争いなのかなどについて、調書に記載する試みがされている。

マスコミは、社会的に注目を集める事件は報道するが、身近なものについては、なかなか取り上げてこなかったし、取り上げにくかった。裁判所を含めて、もっとピーアールすることが必要かと、自省を込めて感じた。

調停委員は、どういう形で任命されるのか、任命された後の研修はあるのかなど、相談をする者としては、調停委員の人選に関心がある。

調停委員から推薦を受けるとか、金融機関、学校関係などの企業・団体を訪問して、調停委員に相応しい人を推薦していただくようお願いしている。どういう人が調停委員に相応しいかは、なかなかイメージがつかめないこともあり、調停委員が同行することもある。

調停委員に対する研修は、定期的に行っているし、特に、任命されたばかりの方には手厚く行っている。また、調停委員の自主的な組織である調停協会でも勉強会などを行っている。例えば、ケース研究といって、実際の事件を題材にして研究を行ったり、家庭裁判所調査官から心理学、教育学の講義を受けたり、被害者支援団体の方からお話をうかがったり、消費生活センターと連携を図るなどの取組をしている。